

今後の国土計画の策定予定について

国土計画局

1. 国土形成計画について

- (1) 我が国の国土政策については、昭和37年以来5次にわたり策定されてきた全国総合開発計画を中心に展開されてきたが、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、その根拠法となる国土総合開発法について抜本的に見直し（平成17年7月に改正法を公布）。
- (2) 改正法のポイントは、大別して 地方公共団体から国への計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組みを導入するなど、国と地方の協働によるビジョンづくりの指向、 開発中心からの転換、の二つ。
- (3) 国土形成計画は、全国計画（総合的な国土の形成に関する施策の指針、閣議決定）と広域地方計画（ブロック単位の地方ごとに国と地方が適切な役割分担の下で策定）から構成。
- (4) 今般、全国計画の案の作成に関する調査審議を行う計画部会と、広域地方計画の基礎となる広域ブロックの区分のあり方について調査審議を行う圏域部会を国土審議会に設置し、具体的な検討を開始。

2. 今後の検討スケジュール

